

あなたの「挑戦」が

まちを変えるはじめての一步

会津型染織 TSUMUGI  
(七日町9-2)



保護猫カフェ necoron  
(中町1-14)

# ステップアップ 応援補助金を ご活用ください

会津若松市は、新しい事業の創出を後押しすることで、中心市街地をはじめとした市全体の活性化と地域経済の発展を目指しています。地域の課題やニーズを捉えた新事業や、市内の遊休不動産等を活用して、新しい事業をはじめの人を応援します。

以下の2つの事業が対象です



Bisteccheria DESTINO AIZU (大町一丁目9-8)

## 新規出店事業

市内の遊休不動産等を活用し  
新たに店舗を構え、自ら事業を行うもの



古川プラスチック (河東町金田村前8)

## チャレンジ事業

現在営んでいる事業の発展や、  
新規性・独創性のある事業を自ら行うもの

※ 遊休不動産等とは、店舗・ビル・倉庫・土地など現在は企業活動に使用されていない不動産及び空き家をいいます。

お問い合わせ

会津若松市観光商工部商工課 (会津若松市東栄町3番46号 会津若松市役所本庁舎 5階)

shoko@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

0242-39-1252

詳しくは裏面をご覧ください



ホームページはこちら

# ステップアップ応援補助金の概要

## 補助の目的

新規出店、新事業の創出を促進し、中心市街地及び市全体の活性化を図る。

## 補助対象者

新規創業、第二創業、中心市街地以外からの移転、多店舗展開、新事業創出等を予定する個人又は法人、団体等

## 補助対象事業

- ▶ **新規出店事業** ※中心市街地内での移転は対象外です。  
市内の遊休不動産等を活用し、自らが事業を行うために出店する事業  
(小売、飲食、サービス業など)
- ▶ **チャレンジ事業**  
地域の課題やニーズを捉えた新サービス・新技術の開発等、新規性・独創性のある事業  
(遊休不動産等の活用の有無は問いません。)

## 補助対象経費

### 出店・新事業創出に要する以下の経費

事業に要する工事費、ブランディングに要する費用、機械装置に係る経費、備品・什器に係る購入費、試験依頼に係る経費、調査・分析に係る委託費等

## 補助金額

補助対象経費の2分の1以内 ※補助金額が予算上限に達した場合は、募集を終了することがあります。

## 補助限度額

対象事業		申請区分	補助限度額
新規出店事業 創業：新規創業・再出店 既存事業者：第二創業・移転 ・多店舗展開 ・新事業創出	中心市街地	創業者	200万円
		既存事業者	250万円
	中心市街地以外	創業者	100万円
		既存事業者	150万円
チャレンジ事業		創業者	50万円
		既存事業者	100万円

中心市街地のエリアについてはこちら



## 補助の要件

補助金の活用にあたっては、事業計画書や収支予算書等のご準備が必要になります。

新規創業、再出店の方は①と②

第二創業、中心市街地以外からの移転、多店舗展開、新事業創出の方は②のみ

- ① 次のいずれかを受講又は支援を受け、支援証明書等の交付を受けた者
  - ・会津若松市が策定した創業支援等事業計画に基づく特定創業支援事業（創業塾等）
  - ・中小企業支援団体（商工会議所や商工会等）の支援
- ② 市が設置する「会津若松市ステップアップ応援事業認定審査会」で、事業計画等が適切であると認定を受けた者

## 補助金交付までの流れ

※ 詳しい内容や手続等は市ホームページをご覧ください。

### 1 特定創業支援事業等の受講・創業支援

創業・再出店の方は必要です。

※ 第二創業、移転、多店舗展開等の方は不要です。

### 2 事業計画書等の作成

すべての方にご準備いただきます。

※ 以下の支援機関にて事業計画作成支援を実施しています。  
・会津若松商工会議所 (0242-27-1212)  
・あいづ商工会 (0242-58-2381)

### 3 ステップアップ応援事業認定審査会の審査 (年2回程度を予定)

申請書類等をもとに、審査会でプレゼンテーションを行います。

※ 審査の結果、認定されない場合があります。

### 4 補助金の交付申請

3の認定を受けた方は補助金交付申請書等の必要書類を市へ提出してください。  
内容に不備がなければ交付決定通知書を交付します。

### 5 工事（備品購入）等の契約・着工（着手）

補助金の交付決定を受けてから、工事（備品購入）等の契約・着工（着手）をしてください。

※ 必要な手続を経ずに、交付決定前に契約・着工（着手）したものは、補助の対象になりません。

### 6 補助金の額の確定・支払い

工事等が完了、代金の支払い終了後実績報告書等の必要書類を市へ提出してください。  
書類や現場を確認のうえ、補助金額を確定し、お支払いします。

※ 補助金の活用をお考えの方は、事前に商工課へご相談ください。